

滋賀県土地開発公社定款

昭和48年3月23日
建設省滋都政発64号
自治許第153号

改正 昭和48年9月1日 | 平成17年11月9日
昭和48年11月5日 | 平成20年12月1日
平成元年5月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、滋賀県とする。

(事務所の所在地)

第4条 この公社は、事務所を滋賀県大津市に置く。

(公告の方法)

第5条 この公社の公告は、滋賀県公報に掲載して行なう。

第2章 役員および職員

(役員)

第6条 この公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事13人以内（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事2人）
- (2) 監事 2人以内

(役員の職務および権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

3 常務理事は、理事長の命を受けて公社の業務を掌理する。

4 理事は、理事長の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行なう。

(役員の任免)

第8条 理事および監事は、滋賀県知事が任命する。

2 理事長および副理事長は、理事のうちから滋賀県知事が任免する。

3 常務理事は、理事のうちから理事長が任免する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員 の 兼 任 の 禁 止)

第10条 理事は、監事を、監事は、理事を兼ねることができない。

(職 員 の 任 免)

第11条 職員は、理事長が任免する。

(兼 職 の 禁 止)

第12条 常任の役員および職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、または、みずから営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設 置 お よ び 構 成)

第13条 この公社に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または、理事の半数以上の者、もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときに理事長が招集する。

(理 事 会 の 議 事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または議決権を他の理事に委任することができる。この場合において、当該理事は出席したものとみなす。

5 理事長は、緊急を要する事項または軽易な事項については、書面により賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理 事 会 の 議 決 事 項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更または業務方法書の制定もしくは変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー・計算書および事業報告書

(4) 規程の制定または改正もしくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他この公社の運営上理事長が必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務およびその執行

(業 務 の 範 囲)

第17条 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項または第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

オ 観光施設事業の用に供する土地

カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

キ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地

ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、または軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする内陸工業用地および流通業務団地の造成事業ならびにこれらの事業により造成した土地に借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 この公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）または同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第18条 この公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産および会計

（資産）

第19条 この公社の資産は、基本財産とする。

2 基本財産の額は、3,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ、確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

（事業年度）

第20条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（財務諸表）

第21条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書

、キャッシュ・フロー・計算書および事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに滋賀県知事に提出しなければならない。

(利益および損失の処理)

第22条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第23条 この公社は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、滋賀県知事の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において、理事長は、次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

第6章 雑則

(解散)

第25条 この公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、滋賀県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときは解散する。

2 この公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、滋賀県に帰属する。

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関し必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

この定款は、この公社への組織変更の日から施行する。

付 則(昭和48年9月1日)

(施行期日)

この定款は、昭和48年9月1日から施行する。

付 則(昭和48年11月5日)

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

付 則(平成元年5月10日)

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

付 則（平成17年11月9日）

（施行期日）

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

付 則（平成20年12月1日）

（施行期日）

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

ただし、第7条第5項の改正規定および第17条第1項第1号アの改正規定は、平成20年12月1日から施行する。